

令和8年3月

入札参加者各位

太子町

ビルメンテナンス業務等の入札における最低制限価格の算出方法について

令和8年4月1日以降に入札告示および通知するビルメンテナンス業務等の入札において設定する最低制限価格は、国の基準を参考に、以下の方法で算出します。

記

1 対象

太子町が発注する「ビルメンテナンス業務（点検保守、運転監視、清掃管理、その他維持管理）」及び「警備業務（人的警備）」のうち、制限付一般競争入札又は指名競争入札に付す案件で、最低制限価格を設定するもの。

2 最低制限価格の算出方法

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額

- ① [直接人件費の額]
- ② [直接物品費の額]
- ③ [業務管理費の額] × 0.3
- ④ [一般管理費等の額] × 0.3

3 最低制限価格の算出における端数処理の取り扱い

- (1) 算出項目（上記①～④）ごとに最低制限価格を算出（1千円未満切捨）
- (2) 項目別の最低制限価格を合計
- (3) (2)の価格を下記の区分により最終端数処理
 - ・1千万円未満=1千円止め（1千円未満切捨）
 - ・1千万円以上、1億円未満=1万円止め（1万円未満切捨）
 - ・1億円以上=10万円止め（10万円未満切捨）